



資料

関係資料

- 用語解説
- 木津川市教育振興基本計画（素案）に関する住民説明会会場アンケート結果
- 木津川市教育振興基本計画策定委員会条例
- 木津川市教育振興基本計画策定委員会委員名簿
- 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ
設置要綱
- 木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ
名簿
- 木津川市教育振興基本計画策定の経過

用語解説（50音順）

あ行

ICT

Information and Communication Technology の略。一般に“情報通信技術”と訳される。教育場面では、電子教材を活用した実践やコンピュータによる情報管理などを意味する。

ICT支援員

授業における ICT 活用を支援する専門家。

朝読書・昼読書

1 校時開始前や昼休みに帯として設定される児童・生徒が一斉に読書に取り組む時間。

生きる力

知（確かな学力）・徳（豊かな人間性）・体（健康・体力）のバランスのとれた力という意味で用いられる。

OJT

On the Job Training の略。職場内において、管理監督者の責任の下で行われる教育訓練全般を意味する職場内教育といわれ、部下指導・部下育成ともいわれる。

親のための応援塾

PTAが主体となり、就学前の子どもを持つ保護者が先輩保護者とともに子育ての不安や悩みについて話し合い、交流を深め、保護者同士のネットワークづくりを進める京都府独自の取組。

か行

外国語指導助手

外国語活動や英語科の授業、国際理解教育に関する授業を実践するために配置している指導助手。

学校安全マップ

子どもたちの通学や遊び場などにおける交通事故防止、安全確保のため、危険箇所を明示した地図等。

学校組織マネジメント能力

学校が課題等に協働して立ち向かっていくための効果的な知識・技術を駆使する能力。

学校図書館補助員

司書教諭を補助し学校図書館の円滑な活用を支援する職員。

学校評議員（制度）

地域住民の中から教育に関する理解と識見を有する者のうちから校長が推薦、設置者が委嘱する。学校運営への地域住民の参画を、制度的に位置づけるために導入されたもの。校長の求めに応じ学校運営について意見を述べることを任務とする。

関西文化学術研究都市

創造的な学術・研究の振興を行い、新産業・新文化などの発信の拠点・中心となることを目的として、大阪府、京都府、奈良県の 3 府県（5 市 3 町）にまたがる

京阪奈丘陵（枚方丘陵、生駒山、八幡丘陵、田辺丘陵、大野山、平城山丘陵）に建設されている広域都市の呼称。木津川市では精華・西木津地区、平城・相楽地区、木津地区が指定されている。

カウンセリングルーム

木津川市教育相談室設置規程に基づき設置された相談室。児童生徒、保護者、教職員を対象に、臨床心理士による面談や電話相談を実施。

危機管理マニュアル

自然災害や事故・事件等のあらゆる緊急事態に対応するため、各学校の実情に応じて策定されるもの。

木津川市式教材学習バンク

各小中学校で開発した教材教具を、全ての学校で共有できるよう、一ヵ所に集約し、ネットワーク等を使って取り出せるようにする。

木津川市式学校間連携制度

学校や地域の実態に応じ、小中学校が学校間を超えて「小中連携」や「小小連携」「中連携」を導入するなどの制度。

木津川市小学校陸上運動交歓記録会

市内の小学生児童が陸上競技体験を通して体力・基礎的運動能力の向上を図るとともに、スポーツの楽しさと喜びを味わう交歓の場。

木津川市情報教育研究会

ICT機器やデジタル教材の活用を研究するための小中学校職員で構成される研究会。

木津川市人権教育研究会

市内保幼小中学校の全教職員で構成される人権に関わる研究会。

木津川市子どもはぐくみ人材バンク

様々な分野で学校教育に協力いただける木津川市民を登録し、園や学校がニーズに合わせてその人を活用できるようにするシステム。

木津川市子ども読書活動推進計画

子どもの読書習慣を養うための木津川市の取組等をとりまとめた計画。平成22年策定。

木津川市地域で支える学校教育推進事業

京都府の推進する「地域で支える学校教育推進事業」を受け、市内の中学校を基本とした地域全体で、子どもの教育支援活動の取組を推進する事業。市内全中学校区で実施。

木津川市立中学校運動部活動連携事業

自分の学校にやりたい運動部活動がない中学生のため、近接する中学校の部活動に参加することができる制度。平成25年度から実施。

木津川市通学路安全対策協議会

国土交通省近畿地方整備局京都府国道事務所・京都府山城南土木事務所・京都府木津警察署・木津川市の各担当者で構成される会議。木津川市内の通学路の安全確保に向けて対策等を協議する。

木津川市道徳教育研究会

小中学校の全教職員で構成される道徳に関わる研究会。

木津川市特色ある学校づくり推進事業

木津川市特色ある学校づくり推進事業実施要綱に基づき、学校、児童生徒及び地域実態、特性等を活かした特色ある教育活動への積極的な取組を推進する学校に対して経費を支給する事業。

木津川市私立幼稚園就園奨励費補助金

私立幼稚園に在籍する児童を養育する保護者の負担軽減を図るための減免制度。

きづがわっ子

木津川市立の幼稚園・小学校・中学校に在籍する子どもの愛称。

きづがわっ子生活カリキュラム(ベーシック木津川市版)

子どもの発達の段階に応じた家庭での過ごし方や学習方法を示したもの。これを基に各園・学校で工夫した手引書等を作成する。

キャリア教育

児童生徒一人一人の勤労観、職業観を育て、主体的に進路を選択する能力・態度を育てる教育。

KYO 発見 仕事・文化体験活動推進事業

体験活動等を通じて、子どもたちに豊かな人間性をはぐくむため、地域の伝統や文化に関する体験活動・仕事に関する体験活動を対象に推進する京都府の事業。

京都府学力診断テスト

京都府の児童生徒の学習状況や学習環境を把握し、結果分析により指導上の課題を明らかにして全教職員で授業改善を推進するためのテスト。

京のこども 明日へのとびら

心の教育のために京都府教育委員会が編集した学習資料集。

京都府子ども読書活動推進計画

子どもの読書習慣を養うための京都府の取組等をとりまとめた計画。平成16年策定。平成22年改訂。

京の子ども元気なからだスタンダード

様々な身体動作を7つの領域（動き）に分類し、領域毎に示す動作課題に挑戦することにより、それぞれの動きの獲得状況を把握することができる資料。

京のまなび教室事業

子どもの体験活動の機会の充実に向けて、地域の人材を中心に数々の体験活動を実施するための特別講師を派遣する京都府の事業。

心の教育相談員

教職経験者や青少年団体指導者など地域の人材を中学校に配置し、生徒の相談や気軽に話相手となることにより、生徒が悩み等を抱え込まず、心にゆとりを持てるような環境をつくるための相談業務を行う者。木津川市独自で配置している。

子育てサロン

子育て中の親子や家族が気軽に立ち寄り、悩みや情報交換をする場。

ことばの力

ことばを運用する際に必要な能力「言語を通して知識や技能を理解する力」「言語によって論理的に考える力」「言語を使って表現

する力」の総称。

子ども 110 番の家

子どもが身の危険を感じたときに、地域住民の自主的な協力の下でこれを保護とともに、警察等へ通報を行う緊急避難場所を確保するため、通学路や児童公園の周辺に設置されたもの。

5 分間スタディ

食育推進事業の取組の一つとして、小中学校において発達の段階に合わせたクイズ形式の学習教材の実施している事業で、保護者向け啓発資料としても配付しているもの。

さ行

質の高い学力

「基礎的・基本的な知識・技能の習得」「知識・技能を活用して課題を解決するために必要な思考力、判断力、表現力等」「主体的に学習に取り組む意欲・態度」の三つの要素が統合された学力。

姉妹都市

木津川市との姉妹都市は京丹後市。

生涯学習社会

人々の学習ニーズに応じて生涯にわたり学習ができるように、相互に関連づけられた社会の様々な教育・学習支援の事業、活動等のこと。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生

活を実践することができる人間を育てるこことである。

食育推進事業

食育を木津川市内の中学校において推進していくための取組の総称。

小1プロブレム

小学校に入学したばかりの児童が、生活の中心が「遊び」から「学び」に変わるギャップの大きさが要因の一つとなり、「集団行動がとれない」「授業中に座っていられない」「話が集中して聞けない」等の学校教育に馴染めない状態のこと。

小学校英語講師

小学校における外国語活動を補助する者。木津川市独自で配置している。

小小連携

指導教諭等が小学校を巡回し、複数体制で授業を担当し、より分かりやすい授業の展開と若手教員の指導を行うなどの取組。

小中一貫教育

小学校で行われている教育と中学校で行われている教育の課程に一貫性を持たせた体系的な教育方式。

小中連携

義務教育 9 年間を見通して、子ども理解の一貫性に立った小学校と中学校の継続性・連続性を持たせるための様々な取組。

情報活用能力

「情報活用の実践力」「情報の科学的な理解」「情報社会に参画する態度」をバラン

スよくあわせ持つ能力。

情報モラル

情報社会で適正な活動を行うための基となる考え方と態度。

スクールカウンセラー

いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的として、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、臨床心理士等の資格を有し、小中学校に配置されている心理学の専門家。

スクールソーシャルワーカー

教育に関する知識に加え、社会福祉等の専門的な知識・技能を用いて、子どもたちが置かれた環境に働きかけたり、関係機関とのネットワークを活用したりして問題解決に向けた支援を行う専門家。

ステップアップ学習

中学2・3年生を対象とした補充学習支援事業。木津川市独自の事業。

スパイラル学習

同じ題材を何度も用いて、学習する内容のレベルを上げながら 理解を深化させる学習法。

専科教育

小学校において教員の専門性を活かした教科指導を行うこと。

全国学力・学習状況調査

小中学生の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図るため、文部科学省が実施する調査。

全国体力・運動能力、運動習慣等調査

児童生徒の体力や生活習慣、食習慣、運動習慣を把握し、学校における体育・健康に関する指導などの改善に役立てるため、文部科学省が実施する調査。略称「新体力テスト」。

相談支援ファイル

発達障がいを含む障がいのある子どもの成長過程における支援方策について、さまざまな記録を一冊にまとめて保存しておくファイル。

相楽地方通級指導教室

相楽地方の通常の学級に在籍し、比較的軽度の障がいのある児童生徒に対して、通常の学級での教科指導等と並行して個々の障がいに応じた指導を行う場。

た行

地域支援センター

専任の地域支援コーディネーターが配置され、児童生徒の障がいや発達に関して相談活動を行う。

地産地消

「地域生産地域消費」「地元生産地元消費」などの略。その地域で作られた農産物・水産物を、その地域で消費すること。また、その考え方や運動。輸送費用を抑え、フードマイレージ削減や、地域の食材・食文化への理解促進（食育）、地域経済活性化、食料自給率のアップなどにつながるものと期待されている。

チャレンジ学習

中学校において、英語検定や漢字検定に向けて補充学習を行うための木津川市独自の事業。

中1ギャップ

小学校から中学校に進学したときに、学習内容や生活リズムの変化になじむことができず生徒が負担を感じ、いじめが増加したり不登校になったりする現象。

中中連携

一人の教員が、複数の中学校の同一教科を担当する制度。

適応指導教室

心理的な要因により登校の困難な木津川市内の小中学生に、個別カウンセリングや学習支援等を行い、集団適応能力を身に付けて、在籍校への復帰を促進するための教室。

デジタル教材

電子黒板等で使用する学習用ソフトやデジタル教科書等の総称。

出前授業

外部の講師を学校に招いて行う授業。

特別教育支援員

小中学校における障がいある児童生徒に対して、日常生活動作の介助や学習活動の支援を行う職員。

特別支援コーディネーター

特別支援学校や小・中学校において、特別支援教育を推進する役割を中心に担う教

諭。発達障がい児に関する教育相談、福祉・医療等関連諸機関との連携調整役となる。

としょかんスタートセット

図書館使い方ガイド・低学年向けおすすめブックリスト・図書利用券を入れる携帯ケースで構成されており、新小学1年生に配布している。

今まで図書館に行ったことのない子どもへのきっかけづくりとして実施している事業。

な行

認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律77号)に基づく幼児教育と保育を一体的に行う機能を有する施設。保護者の就労の有無等にかかわらず入園が可能である。なお、平成24年8月に成立した子ども・子育て関連3法により、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進することとされている。

は行

発見！山城のあゆみ

教員に山城地方の文化や歴史への理解を深めてもらうために、山城教育局が編集した地域・歴史ガイドブック。

早寝、早起き、朝ごはんキャンペーン

子どもの基本的生活習慣の確立や生活リズムの確立のために、食事や睡眠の大切さを広める国民運動。

ファミリー読書

家庭と連携して子どもの読書習慣の形成を図る京都府の取組。

ブックトーク

一定のテーマを立てて一定時間内に何冊かの本を複数の聞き手に紹介する行為。多くは、図書館、学校において子どもたちを聞き手の対象として 図書館司書、学校の司書教諭、民間の図書ボランティアなどにより行われる。

不適応行動

社会的環境に、あるいは自分の精神の内界に適さない行動や反応のこと。一般的に、非社会的行動と反社会的行動の 2 つに分類される。

フルドライシステム

調理場の床を常に乾いた状態に保ち、はね水による二次汚染の防止や場内の湿度を低く保つことで、細菌の繁殖を抑え、食中毒の発生要因を最小限にする方式。

ペンフレンド制度

市内中学生が、海外の中学生と学校単位で定期的に文通を行い、交流を深めるとともに、英語力の向上を目指した取組。

ま行

学びのセーフティネット

教育の機会均等を踏まえ、すべての子どもが安心して教育を受けることのできる環境。

もうすぐ 1 年生 体験入学推進事業

保育所、幼稚園の園児が小学校入学後の生活・学習習慣の変化に対応できるよう、就学前に体験入学や児童との交流を行う事業。

や行

ユニバーサルデザイン

文化・言語・国籍の違い、老若男女といった差異、障がい・能力の如何を問わずに利用できる施設・製品・情報の設計。

幼児教育センター

子育てに悩む保護者や、発達に心配のある幼児の保護者などの相談に応じ、支援するとともに、教職員の指導内容や指導計画作成等への相談や支援を行う機能。

要保護児童対策地域協議会

虐待を受けた児童などに対する市町村の体制強化を図るために、関係機関が連携を図り児童虐待等への対応を行う組織。

わ行

わたしたちの木津川市

木津川市の産業や歴史を編集した副読本。

私たちの道徳

文部科学省が編集した道徳的価値について学ぶための道徳教育用教材。

**平成25年8月4日開催
木津川市教育振興基本計画（素案）に関する住民説明会
会場アンケート結果**

<説明会参加者：75人 アンケート回収：52人>

問1. あなた自身について

◎性別

男	女	無回答
24	25	3

◎年代

10代	20代	30代	40代	50代	60代	70代以上
0	0	1	13	21	11	6

◎所属

一般	学校関係者	P T A 関係者	社会教育 関係者	無回答
8	21	10	10	3

問2. どのような教育問題に关心があるか。（3つ以内）

1 学力	2 道徳教育	3 生徒指導	4 食育	5 人権教育	6 特別支援 教育
29	23	28	6	8	6
7 幼児教育	8 情報モラ ル教育	9 国際理解 教育	10 安全・安 心教育	11 家庭教育	12 その他
7	6	2	11	21	2

その他意見（学校経営・教育時事・環境教育）

問3. 教育において充実させるべきことは。

1. 一人一人の学力や興味に応じた指導	20
2. 各教科の基礎的な学習指導	15
3. 体験学習を通じた生きる力の育成	22
4. 進路や将来の職業に対する指導	5
5. 運動に親しむ能力や態度の育成	3
6. ふるさとを愛する気持ちを育てる教育	16
7. I C T 教育	5

8. 放課後や土曜日などを活用した学習指導	1
9. 道徳教育など心の教育	20
10. 教育の場における地域の人材活用	11
11. 障がいのある子ども一人一人の発達の課題に応じた特別支援教育	5
12. いじめや不登校への対応	5
13. 部活動など子どもの主体的な活動	5
14. 学校施設、環境整備	12
15. その他	1

その他意見（教職員の資質の向上）

問4. 家庭教育に必要と思うこと。

1. 健やかに育つようにする	22
2. 礼儀やしつけを身につけるようにする	32
3. 自分のことは自分で責任をもつようにする	26
4. 親とよく会話するようにする	10
5. 友だちと仲良くする	15
6. 勉強がよくできるようにする	2
7. 地域活動やボランティア活動に参加する	5
8. 家事などよく手伝うようにする	8
9. 家族とのつながりを深めるようにする	15
10. その他	1
無回答	4

その他意見（社会の役に立つ人間になる。目標を持つ。）

問5. 学校と家庭、地域社会が連携協力するために必要なこと。

1. 運動会などの学校行事に保護者や地域住民が積極的に参加する	16
2. 学校と保護者や地域住民が日頃から話し合う機会を増やす	26
3. 地域の方々を学校の講師として招いて、授業などに参加する	10
4. 地域住民や保護者が学校と連携し、学校の清掃やリサイクル活動など、ボランティア活動を行う	19

5. 学校、家庭、地域住民がそれぞれの役割と責任について共通理解を図る	23
6. 学校と家庭、地域住民が連携するためのネットワーク組織を構築する	22
7. その他	0
無回答	3

問6. 本日の計画（素案）の概要について、理解できたか。

はい	いいえ	無回答
43	2	7

○どんなところが理解できなかったか。

- ・10年後どうなっているかわからないのに、10年先の教育を考えるのは難しい。
- ・盛り沢山すぎ、もう少しシンプルな計画にしてはどうか。
- ・木津川市としての特色が感じられなかった
- ・具体性に乏しく理想論的でわかりにくい。

問7. その他意見

- ・現役の若いPTAで活躍している皆さんからの意見を取り入れていきたい。行政関係の役員は高齢の方がが多いので考え方も違ってくる。
- ・具体性に欠けるのでわかりにくい。
- ・教育予算をしっかりつけて先生の数を増やしてほしい。先生に時間と心の余裕を持って教育活動ができるように願う。
- ・平和学習も取り入れてほしい。
- ・国際理解教育としてESD視点も計画に盛り込んでほしい。
- ・木津川市ならではとは。地域の宝探しネットワークの構築
- ・学校経営はどのようにされるのか。具体案化してください。
- ・住民を対象としたものであれば、内容、説明方法、運営に工夫が必要。
- ・児童・生徒間の連帯意識が欠如してきている。以前は一つのゼミ、サークルが連帯感を持って行動していた。
- ・生徒から信頼される先生となれる様に資質の向上をもっと目指していただきたい。あまりにも心ない言動が目立つので子どもの教育に支障が出ている。

木津川市教育振興基本計画策定委員会条例

平成 25 年 3 月 29 日条例第 10 号

(設置)

第1条 木津川市における教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項を調査及び審議するため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、木津川市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて、本市の教育の振興に関する基本的な計画の策定に関し、必要な事項について調査及び審議を行い、その結果を答申する。

(組織)

第3条 策定委員会は、委員 12 人以内をもって組織する。

2 策定委員会の委員（以下「委員」という。）は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が任命又は委嘱する。

- (1) 教育に関する学識経験を有する者
- (2) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の校（園）長
- (3) 木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の保護者
- (4) 木津川市社会教育委員
- (5) 公募により選ばれた市民
- (6) 前各号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、任命又は委嘱した日から教育振興基本計画策定完了の日までとする。

2 委員が欠けた場合は、補欠の委員を任命又は委嘱することができる。この場合において、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 前 2 項の規定にかかわらず、教育委員会は、特別の理由が生じた場合は、委員を解任又はその委嘱を解くことができる。

4 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 策定委員会に委員長及び副委員長 1 名を置き、それぞれ委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、策定委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長は当該会議の議長となる。

- 2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。
- 3 会議において議決すべき案件があるときは、出席した委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係人その他の委員以外の者に対し、会議への出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、教育振興担当課において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日において、この条例に規定する機関の委員に相当する委員として教育委員会に任命又は委嘱されているものは、この条例の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなし、その任期は通算する。

木津川市教育振興基本計画策定委員会委員名簿

役 職	氏 名	所 属 等
委 員 長	竺 沙 知 章	京都教育大学大学院連合教職実践研究科教授
副委員長	武 田 正 一	社会教育委員会委員長
委 員	西 村 カヨ子	高の原幼稚園長
〃	大 仲 順 子	棚倉小学校長
〃	安 倉 晃 一	相楽台小学校長
〃	濱 喜代巳	泉川中学校長
〃	奥 本 公 子	相楽幼稚園 PTA ※平成24年度
〃	中 嶋 みどり	相楽幼稚園 PTA ※平成25年度
〃	宮 本 篤 史	木津小学校 PTA
〃	早 川 久 代	加茂小学校 PTA ※平成24年度
〃	渡 邊 孝 史	加茂小学校 PTA ※平成25年度
〃	高 井 啓 介	山城中学校 PTA
〃	松 下 のり子	公募

木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ設置要綱

平成 25 年 4 月 1 日教育委員会告示第 4 号

(設置)

第1条 この告示は、木津川市教育振興基本計画策定委員会が行う教育振興基本計画の策定及び検討に必要な調査、企画、資料の作成等を行わせるため、木津川市教育振興基本計画策定委員会条例（平成 25 年木津川市条例第 10 号。以下「条例」という。）第2条の規定に基づき、木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ（以下「ワーキンググループ」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 ワーキンググループは、木津川市教育振興基本計画策定委員会の審議に必要な事項について調査、研究、調整又は協議する。

(組織)

第3条 ワーキンググループは、教育部の課長級以上の職にある者並びに学校教育指導主事並びに木津川市立幼稚園、小学校及び中学校の教職員のうちから、教育長が任命又は委嘱する者をもって構成する。

2 教育部長は、ワーキンググループを総括し、教育振興担当課長が補佐する。

(会議)

第4条 教育部長は、必要に応じて会議を招集し、これを主宰する。

2 教育部長は、必要があると認めるときは、ワーキンググループ以外の者を会議に出席させることができる。

(庶務)

第5条 ワーキンググループに関する庶務は、教育振興担当課において処理する。

(補則)

第6条 この告示に定めるもののほか、ワーキンググループの運営その他必要な事項は、教育部長がワーキンググループ会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の日の前日において、この告示に規定する機関の委員に相当する委員として教育長に任命又は委嘱されているものは、この告示の相当規定により任命又は委嘱されたものとみなす。

木津川市教育振興基本計画ワーキンググループ名簿

氏名	所属等
大西茂	教育部長 平成 24 年度
森本直孝	教育部長（教育部理事）平成 25 年度（平成 24 年度）
大谷和久	教育部理事 平成 24 年度
松原稔	教育部理事 平成 24 年度～平成 25 年度
福井平和	教育部理事 平成 25 年度
山本雅哉	教育部理事（南加茂台小学校教頭） 平成 25 年度（平成 24 年度）
太田富広	教育部次長（社会教育課長）平成 24 年度～平成 25 年度
柳澤良彰	学校教育課長 平成 24 年度
竹本充代	学校教育課長 平成 25 年度
石井利樹	教育施設整備室長 平成 24 年度～平成 25 年度
尾崎忠教	文化財保護室長 平成 24 年度
大西寛典	文化財保護室長 平成 25 年度
竹内成章	学校教育指導主事 平成 24 年度
三浦孝啓	学校教育指導主事 平成 24 年度～平成 25 年度
松下由明	学校教育指導主事 平成 24 年度～平成 25 年度
塩野裕司	学校教育指導主事 平成 25 年度
湯浅敬子	相楽小学校教頭（教務主任）平成 25 年度（平成 24 年度）
城野智	梅美台小学校教頭 平成 24 年度～平成 25 年度
山下智義	加茂小学校教頭 平成 25 年度
福井秀晃	南加茂台小学校教頭 平成 25 年度
足立臣仁	木津南中学校教頭 平成 24 年度～平成 25 年度
川崎由記子	高の原幼稚園教頭 平成 24 年度～平成 25 年度
遠藤順子	木津小学校教務主任 平成 24 年度～平成 25 年度
永井久敬	恭仁小学校教務主任 平成 25 年度
中熊貴史	上狛小学校教務主任 平成 25 年度
花田高志	木津中学校教務主任 平成 25 年度
奈良学	木津第二中学校学年主任（山城中学校教務主任） 平成 25 年度（平成 24 年度）

木津川市教育振興基本計画策定の経過

年月日	会議名	主な内容
H24. 11. 13	第1回ワーキンググループ会議	竺沙教授講演、WG担当分野
11. 27	第2回ワーキンググループ会議	現状認識と課題解決
12. 27	第1回策定委員会	委員長・副委員長選出、諮問
H25. 1. 17	第3回ワーキンググループ会議	今後の進め方、グループ別協議
2. 8	第4回ワーキンググループ会議	基本計画骨子案、グループ別協議
2. 22	第2回策定委員会	市總計、基本計画骨子案（第1～6章）
4. 23	第5回ワーキンググループ会議	第5章骨子案（全体・グループ別）
5. 23	第6回ワーキンググループ会議	第5章骨子案（全体・グループ別）
5. 28	第3回策定委員会	第5章骨子案
7. 5	第7回ワーキンググループ会議	第5章骨子案（全体・グループ別）
7. 11	第8回ワーキンググループ会議	第5章骨子案（全体・グループ別）
7. 23	第4回策定委員会	住民説明会、基本計画（素案）
8. 4	住民説明会	基本計画（素案）概要説明、意見交換
10. 4	第9回ワーキンググループ会議	基本計画（中間案）
10. 21	第5回策定委員会	基本計画（中間案）
H25. 12. 9 ～H26. 1. 8	木津川市教育振興基本計画（中間案）パブリックコメント実施	
H26. 1. 24	第6回策定委員会	パブリックコメントの意見の取り扱い
1. 24	答申	木津川市教育振興基本計画答申
2. 20	2月定例教育委員会	木津川市教育振興基本計画議決

**生きる力をはぐくみ 新しい時代を拓く
“きづがわっ子”を目指して
木津川市教育振興基本計画**

発行日／平成26年3月発行

編 集／木津川市教育委員会 教育部学校教育課

〒619-0286 京都府木津川市木津南垣外 110-9

TEL 0774-75-1230 (教育部学校教育課)

FAX 0774-73-2566

E-mail gakko@city.kizugawa.lg.jp



木津川市マスコットキャラクター
「いづみ姫」